

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	森林土地所有者変更届出事業		整理番号	1008-016		
前総合計画体系	政策	第5章 定住と交流を育む東みよし	担当部署	産業課		
	基本施策	1 計画的な土地利用の推進	所属長	檜 信治		
	単位施策	(2) 適正な土地利用への誘導	電話番号	79-5339		
根拠法令等	森林法 森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について(森林法第10条の7)					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成24年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input checked="" type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	新たに山林の土地所有者になる者	対象者	山林所有者
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施するうえで、森林所有者を把握することが重要であることから、森林の土地の所有者となった旨の届出をすることにより、適正な森林経営を図る。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で事務事業を行ったか</small>	森林法では、地域森林計画対象の民有林で新たに土地所有者となった者は、売買・相続・贈与・遺贈・土地の交換・譲渡担保その他の契約・法人の分割や合併など移転の事由を問わず関係機関への報告が義務付けられている。 ただし、国土利用計画法に基づく届出を行った場合には、森林法上の届出は不要とされている。		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	令和元年度届出件数 3件(45筆)		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>	
財源内訳	国庫支出金(a)			
	県支出金(b)			
	地方債(c)			
	その他(d)			
	うち受益者負担			
	一般財源(e)	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>
特定財源の名称・金額				
令和元年度経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>	予算科目(歳出区分) 会計	款	項	目
備考				